小作爭議調査表

No. 97

（月報番號第一二一號）

（昭和八年十二月分）

項目	内容
場所	浮羽郡千年村大字桜井字開田
關係人員	地主 佐々木一男　小作人 杉繁
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は昭和八年度稲作虫害の減収を見越し地主に対し立毛検見を申込みたるに地主はその如要求を一蹴したるを以て組合の応援を得て小作調停の申請をせり
發生	昭和八年十月二十日
終熄	昭和〃年十二月一八日
關係地種類面積	田一反二畝二十一歩
小作人關係團体	日農九州同盟会 浮羽郡聯合会
要求事項	小作料三割減要求
經過	十月二十日 日農幹部石井末作の指導により福岡地方裁判所久留米支部に小作料三割減の小作調停を申請す 十二月十八日 吉井区裁判所に於て調停委員会開催の結果下記條件にて解決す。
結果	一、昭和八年度小作料を一俵三歩に減額すること 二、納入期を本年十二月二十日とすること。

備考

契約ハ別紙に記入す。

五、小作人方か第一項の小作地を轉貸せんとする時は申立人の同意を得ること
六、小作人か天災不可抗力其他正当の理由なくして第四項の期日迄に小作料の滞納小作料を納入せざる時は即時第一項の土地を地主に返還し且つ滞納小作料は一時に全額を支拂ふこと第五項に違反したる時亦同じ
七、小作人方か其耕作に依らざる天災不可抗力に依り減収の場合に於ては第一項小作料の減額を要求せむとする時は鎌入前地主に対し第一項の実地に立会を求め双方実地検見の上割引歩を協定すること右協定調はざる時は小作調停委員又は其郷村農会幹事[illegible]の裁決に一任すること小作人方の右立会申込に対し地主か正当の理由なく之に應せざりし時は鎌入後と雖も割引歩要求を為すことを得
八、割引不調の時は前項に依ること
小作のため地主か万一の土地に付田畑を見除せられたる時は小作人方の方に次小作料を
九、昭和八年度小作料は滞納せず完済する